○防衛省告示第二百五十九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　指定する道路の部分

区間　敷地の幅員　延長　備考

湯沢市下院内字大槻沢一一七番一から同市小野字先達坂一二八番一まで　一三・〇二キロメートル～三〇四・七五メートル　三・七五三キロメートル

(四)　指定する期日　令和七年十一月二十一日

○東北地方整備局告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間　敷地の幅員　延長　備考

変更前　湯沢市下院内字柳原一一番二から同市小野字二ツ森一四九番二まで　ＢＡ　一二・九〇～一〇八・五〇メートル　三・八七一キロメートル

変更後　湯沢市下院内字柳原一一番二から同市小野字二ツ森一四九番二まで　ＢＡ　一四・五〇～三三〇・二七　三・七四七　上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

一二・九〇～一〇八・五〇　三・八七一

一二・九〇～一〇八・五〇　三・七四七

一四・五〇～三三〇・二七

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号　湯沢市下院内字大槻沢一一七番一から同市桑崎字上谷地二六一番一まで　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十二日

○近畿地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百六十一号　大津市北小松字鵜川一〇一番三から同市北小松字川原一〇九四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十四日十五時

○四国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間　敷地の幅員　延長　備考

変更前　宿毛市平田町戸内字中大和田一八四番一から同市和田字唐河口四三三番二地先まで　ＢＡ　八・六〇～三二・〇〇メートル　五・六四八キロメートル

変更後　宿毛市平田町戸内字中大和田一八四番一から同市和田字唐河口四三三番二地先まで　ＢＡ　八・六〇～三二・〇〇メートル　五・六四八キロメートル　上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

一〇・二二～一四八・四〇　六・六五七

八・六〇～三二・〇〇　五・六四八

一〇・二二～一四八・四〇　六・六五七

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所